

別表七（二）付表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が令第113条第12項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）において準用する同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 令第113条第12項において準用する同条第1項第1号に規定する支配関係事業年度（3及び4において「支配関係事業年度」といいます。）以後の事業年度（同項第3号に規定する対象事業年度に限ります。）に法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項若しくは第2項の規定の適用に係るこれらの規定に規定する欠損事業年度（2において「災害欠損事業年度」といいます。）がある場合には、「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合4」の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。）の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第5項において準用する同条第1項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額（同条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額とされたもの）を「8」の金額から控除して計算します。
- 3 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額8」の各欄の内書には、支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七（二）付表三「13」の欄に記載された金額を合計した金額を記載します。この場合において、「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合4」の欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「8」の金額から控除して計算します。
- 4 支配関係事業年度以後の事業年度において生じた欠損金額が法第58条（青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例）の規定の適用がある欠損金額である場合には、「(8)のうち特定資産譲渡等損失相当額9」の欄は、当該事業年度に係る部分には、「0」と記載します。